

## 学校法人神戸薬科大学短時間勤務有期雇用職員の就業等に関する規程

### (目的)

第1条 学校法人神戸薬科大学短時間勤務有期雇用職員の就業等（以下「この規程」という）は、学校法人神戸薬科大学に雇用される短時間勤務有期雇用職員（労働契約法（平成19年12月5日法律第128号）第18条の規定により期間の定めのない雇用となった者を含む）の就業等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義及び適用範囲)

第2条 この規程における短時間勤務有期雇用職員とは、期間を定めた労働条件により1週間の所定の勤務時間は、35時間を超えない範囲内で雇用する者をいう。

この規程を適用し短時間勤務有期雇用職員として雇用する者の名称及び対象業務は、次のとおりとする。

- (1) 事務補佐員 事務に関する職務を補佐する業務
  - (2) 実習・研究補佐員 学部実習に関する職務及び研究室における研究を含む業務支援
- 2 前項に掲げる者の就業に関する事項については、第3条以下の規定及び別に定めるところによるほか、学校法人神戸薬科大学就業規則を第4条、第11条、第16条、第21条及び第37条の規定を除いて準用する。

### (契約期間及び契約の更新)

第3条 短時間勤務有期雇用職員の契約期間及び契約の更新については、次の各号に定めるところによる。この場合の契約の更新は、当該短時間勤務有期雇用職員の勤務成績の評価に基づき行うものとする。

- (1) 契約期間は1年間とする。この場合の更新については、採用した日から起算して5年を限度とする。
- (2) 必要に応じて、3年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新についても、前号の規定を準用する。
- (3) 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は雇入れの日から起算して1年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

### (年次有給休暇)

第4条 短時間勤務有期雇用職員の年次有給休暇は労働基準法に準ずる。

(給与)

第5条 短時間勤務有期雇用職員の給与は、次のとおりとし、通勤手当を併せて支給する。ただし、他の手当については、これを支給しない。

- (1) 事務補佐員 事務に関する職務を補佐する業務 別表1
- (2) 実習・研究補佐員 学部実習に関する支援及び研究室における研究を含む業務 別表2

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

別表1

|      |
|------|
| 時給   |
| 900円 |

別表2

| 大学卒業<br>時給 | 修士課程修了<br>時給 |
|------------|--------------|
| 1,200円     | 1,400円       |